

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 7 月 11 日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第 6 - 1740 号**

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第 6 - 183 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(休職月等) <b>第 4 条の 3</b> 条例第 7 条の 4 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。 (1) <u>法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する事由若しくはこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間又は法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 23 年条例第 22 号）第 11 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 8 条第 4 項に規定する場合に該当するものに限る。）若しくは法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第 3 号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。）</u> 当該休職月等 (2)・(3) (略)	(休職月等) <b>第 4 条の 3</b> 条例第 7 条の 4 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。 (1) <u>法第 55 条の 2 第 1 項ただし書若しくはこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間又は法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 23 年条例第 22 号）第 11 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 8 条第 4 項に規定する場合に該当するものに限る。）</u> により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第 3 号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 当該休職月等 (2)・(3) (略)

**附 則**

この規則は、平成 26 年 7 月 11 日から施行する。